



平成 16 年 10 月 5 日

各 位

会社名 ゲンキ株式会社
代表者の 代表取締役社長 藤永賢一
役職氏名 (コード番号: 2772)
問合せ先 取締役管理本部長 梅田礼二
電話番号 0776-67-5240

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 9 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行並びに当社株式の売出しにつきましては、発行価格及び売出価格等が未定でありましたが、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

| | |
|--------------------|---|
| (1) 発行価格 | 1 株につき 金 601,400 円 |
| (2) 発行価格の総額 | 601,400,000 円 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 金 567,300 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 567,300,000 円 |
| (5) 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 金 283,650 円 |
| (6) 申込期間 | 平成 16 年 10 月 6 日（水）～平成 16 年 10 月 8 日（金） |
| (7) 払込期日 | 平成 16 年 10 月 14 日（木） |

（注）引受人は発行価額にて買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

| | |
|-------------------|---|
| (1) 売 出 価 格 | 1 株につき 金 601,400 円 |
| (2) 売 出 価 格 の 総 額 | 300,700,000 円 |
| (3) 引 受 価 額 | 1 株につき 金 567,300 円 |
| (4) 引 受 価 額 の 総 額 | 283,650,000 円 |
| (5) 申 込 期 間 | 平成 16 年 10 月 6 日（水）～平成 16 年 10 月 8 日（金） |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 16 年 10 月 15 日（金） |

（注）引受人は引受価額にて買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（下記【ご参考】2.をご参照下さい。）

| | | |
|---------------|---|--------------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | _____ | 200 株 |
| (2) 売 出 価 格 | _____ | 1 株につき 金 601,400 円 |
| (3) 売出価格の総額 | _____ | 120,280,000 円 |
| (4) 申 込 期 間 | 平成 16 年 10 月 6 日（水）～平成 16 年 10 月 8 日（金） | |
| (5) 受 渡 期 日 | 平成 16 年 10 月 15 日（金） | |

以 上

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

| | | | |
|-------------|------------------|-------|-----------|
| 算定基準日及びその価格 | 平成 16 年 10 月 5 日 | _____ | 620,000 円 |
| ディスカウント率 | | _____ | 3.00% |

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、新光証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 200 株（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。

これに関連して、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（200 株）を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 16 年 10 月 15 日（金）から平成 16 年 11 月 5 日（金）までを行使期間として、上記株主から付与されております。

また、新光証券株式会社は、平成 16 年 10 月 9 日（土）から平成 16 年 11 月 5 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場において、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数（200 株）を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又は上限株数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（200 株）から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

3. 新株式発行による調達資金の用途

今回の公募増資による手取金概算額 558 百万円については、全額を新規出店等の設備投資資金に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。